

○総務省告示第四百四十七号

事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三十五条の二十第二項において準用する同令第三十五条の六第二号の規定に基づき、昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床 伸二

第四条第二項第三号を次のように改める。

三 携帯電話用設備及びPHS用設備

イ 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号

ロ 発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報（緯度、経度及び精度情報）